　　年　 　月　 　日

　笛吹市長　様

申 請 者　住所

氏名　　　　　　　　　　㊞

電話番号

補助金交付条件確約書

笛吹市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、設置者の責務として、次の5項目を遵守することを確約いたします。

1　浄化槽法第7条の水質検査を使用開始後3箇月経過した月から5箇月以内に　受け、その結果を市長に報告します。

2　浄化槽法第11条の定期水質検査を毎年1回受け、その結果を随時市長に　報告します。

3　浄化槽法第10条第1項の規定による清掃を年1回以上実施します。

4　浄化槽法第8条及び同法施行規則第6条第2項による保守点検を年3回以上実施します。

5　浄化槽工事完了後は、維持管理を徹底するとともに、その排水について　周辺及びその他から苦情が生じた場合は、責任をもって処理解決を行います。